

調整給付金（不足額給付分）該当チェック

→ はい
→ いいえ

スタート

令和7年1月1日時点で葉山町に住民登録がある

令和6年1月1日時点で葉山町に住民登録がある

令和7年1月1日時点で住民登録がある自治体に問い合わせください

次のいずれかにあてはまる
1) 令和6年分所得税額（定額減税前）※¹が0円ではない
2) 令和6年度住民税の定額減税前所得割額※²が0円ではない

⑤転入者の方へ

令和6年分所得について確定申告をした（還付申告を含む）

低所得世帯向け給付※³の対象になった

①確定申告をした方へ

対象外です

令和6年分所得は青色事業専従者・事業専従者（白色）所得である

次のいずれかにあてはまる
1) 令和6年分所得税額について年末調整をした
2) 公的年金受給者である

③青色事業専従者・事業専従者（白色）の方へ

令和6年分所得金額が48万円超である

②年末調整した方
公的年金受給者の方へ

判定ができません。
確定申告を実施し、
①確定申告をした方へ

④所得48万円超の方へ

対象外です

※¹令和6年分の所得税額（定額減税前）は、令和6年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告書の「第一表③」の欄をご確認ください。

※³令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付金（10万円）

※²令和6年度住民税の定額減税前所得割額は、令和6年6月に雇用主から又は郵送で交付された個人住民税の各種通知書の「税額控除前所得割額」の欄をご確認ください。

①確定申告をした方へ

令和7年3月17日までに令和6年分所得の確定申告をした（還付申告を含む）

算定の結果、不足額が発生した場合、ご案内を送付します

確定申告書第一表④④-④③>0となる

不足額給付の算定ができていない可能性があります。ご案内が届いていない場合は必要書類とともに申請してください

令和6年6月3日以降に税額修正された
令和6年度住民税の通知を受け取った

不足額給付の算定ができていない可能性があります。ご案内が届いていない場合は必要書類とともに申請してください

対象外です

②年末調整した方 公的年金受給者の方へ

次のいずれかにあてはまる

- 1) 令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0円ではない
- 2) 令和5年分所得より令和6年分所得の方が少なかった（所得の減少、医療控除の増、住宅ローン控除の適用等）
- 3) 令和6年6月3日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- 4) 令和6年中に扶養親族が増えた（こどもの出生、結婚等）

算定の結果、不足額が発生した場合、ご案内を送付します

対象外です

③青色事業専従者・ 事業専従者（白色）の方へ

令和6年度調整給付の支給対象となった

調整給付と定額減税を合わせても4万円に満たない
（扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む）

必要書類とともに申請してください

必要書類とともに申請してください

対象外です

④所得48万円超の方へ

令和6年度調整給付の支給対象となった

調整給付と定額減税を合わせて4万円に満たない
(扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む)

必要書類とともに申請してください

必要書類とともに申請してください

対象外です

⑤転入者の方へ

次のいずれかにあてはまる

- 1) 令和6年分所得税額(定額減税前)※¹が0円ではない
- 2) 令和6年度住民税の定額減税前所得割額※²が0円ではない

次のいずれかにあてはまる

- 1) 確定申告書第一表④④-④③>0となる
- 2) 令和6年分源泉徴収票の摘要欄に控除外額が0円ではない
- 3) 【令和5年分所得】よりも【令和6年分所得】の方が少なかった
(所得の減少、医療費控除の増、住宅ローン控除の適用等)
- 4) 令和6年6月3日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- 5) 令和6年中に扶養親族が増えた(こどもの出生、結婚等)
- 6) 令和6年中に入国して、葉山町に転入した

低所得世帯向け給付※³
の対象になった

対象外です

令和6年分所得は、青色
事業専従者 または 事業専
従者(白色)所得である

令和6年分合計所
得金額が48万円超
である

必要書類とともに申請してください

対象外です

③青色事業専従者・
事業専従者(白色)の方へ

④所得48万円超の方へ

対象外です